

農業研修制度のお知らせ

農業研修制度は
このようない人も
利用できます

〈問い合わせ〉
南阿蘇村農業研修生受入協議会
(事務局)
役場 農政課農政係
TEL(62)9113

本村では地域農業の担い手の確保育成のために農業研修制度を設けています。(平成26年度研修生募集開始時期 1月中旬予定) 詳細は、村のホームページ等で改めてお知らせします。

	国支援型(青年就農給付金準備型)研修生	村(県)支援型(新農業人育成事業)研修生
募集人員	2人程度	2人程度
研修期間	平成26年4月～平成28年3月	平成26年4月～平成27年3月
対象年齢	就農時の年齢が45歳未満	①Iターン者 18歳～概ね45歳以下 ②Uターン者・後継者等 18歳～概ね60歳以下
研修給付金(手当)等	研修給付金150万円／年 (国支給に準ずる)	研修手当10万4千円程度／月
その他	研修費負担有1万5千円／月。 交通費・食費等については研修生自己負担。 ※村内移住者には家賃補助 2分の1(上限2万円／月)	労災保険有。研修費負担なし。 交通費・食費・住居費等については研修生自己負担。 ※村内移住者には家賃補助 2分の1(上限2万円／月)



動物の愛護および管理に関する法律が改正されました

〈問い合わせ〉
役場 環境対策課環境保全係
TEL(67)3176

■他産業に従事していたが、離職し、独立就農を目指す人

例

①本村に在住し、これまで他産業に従事していたが、離職し、新規就農を目指す人

②村外に在住していたが帰郷し、新規就農を目指す人

■農家出身だが、親族研修ができない人

例

①両親とは異なる新たな作物導入(施設園芸等)に取り組みたい人

②すでに就農しているが、経営安定のため、新たな作物導入(施設園芸等)への経営転換に取り組みたい人

①終生飼養が求められることとなりました(法第7条4項)。

飼主は愛護動物(犬や猫)を最後まで愛情と責任をもつて飼うことが求められます。万が一継続飼育が困難な場合は、自分で譲渡先を見つける努力も必要です。

②罰則が強化されました(法第44条～50条)

給餌や給水をやめる、病気や尿を放置する等の行為は「虐待」とされ、100万円以下の罰金となることがあります。

③飼主であることを明らかにしましよう(法第7条6項)

飼主の責任の一つとして、所有の明示があります。名札などを装着して飼主であることを明示しましょう。その他

防法に基づく鑑札などの装着も義務付けられています。

■これから犬や猫を飼育しようとする人は

動物の販売は県に登録された動物取扱業者以外することができません。販売先が動物取扱業者かどうかを確認します。どう(登録証を確認)。

動物取扱業者は販売するときに、現在の動物の状況を直接見せること(現物確認)と、対面で適正飼養に関する情報を提供すること(対面説明)が義務付けられています。購入する人はしっかりと説明を受け、たうえで、終生飼養できるか等を考慮し購入しましょう。